

令和7年度地方税制改正（税負担軽減措置等）要望事項

（新設・拡充・延長・その他）

No	15	府 省 庁 名		国土交通省	
対象税目	個人住民税 法人住民税 事業税 不動産取得税 固定資産税 事業所税 その他（ ）				
要望 項目名	鉄道事業者等が取得した低床型の新造車両に係る課税標準の特例措置の延長				
要望内容 (概要)	・ 特例措置の対象（支援措置を必要とする制度の概要） 鉄軌道事業者が取得した低床型路面電車 ・ 特例措置の内容 取得後5年間、固定資産税の課税標準を1/3に軽減する特例措置を2年間延長する。				
関係条文	地方税法附則第15条第11項 地方税法施行規則附則第6条第32項				
減収 見込額	[初年度] —（▲41）		[平年度] —（▲41）		[改正増減収額] —（単位：百万円）
要望理由	（1）政策目的 高齢者・障害者等の自立した日常生活や社会参加の機会を確保することに対する社会的要請に適切に対応するため、公共交通機関を利用して移動する際の利便性・安全性を高める施策を講じることが喫緊の課題となっているところ、高齢者、障害者等の移動等の円滑化の促進に関する法律（以下「バリアフリー法」という。）に基づき、公共交通機関のバリアフリー化を積極的に推進する。 （2）施策の必要性 低床型路面電車は従来の路面電車に比べ高齢者・障害者等の移動制約者が安全かつ容易に乗降しやすいよう低床構造になっており、バリアフリー化推進のためにはその積極的な導入を図る必要がある。しかしながら、当該車両は従来型の路面電車に比べ車両価格が高いため、それに伴う固定資産税も高く、事業者にとっては大きな負担となっていることから、導入が進みにくい状況にある。このため、今後とも本特例措置を延長することにより、引き続き低床型路面電車の導入後の税負担を軽減し、導入を促進する必要がある。				
本要望に 対応する 縮減案	—				

今回の要望（税負担軽減措置等）に関連する事項	合理性	政策体系における政策目的の位置付け	高齢者・障害者等の自立した日常生活や社会参加の機会を確保することに対する社会的要請に適切に対応するため、公共交通機関を利用して移動する際の利便性・安全性を高める施策を講じることが喫緊の課題となっており、バリアフリー法に基づき、公共交通機関のバリアフリー化を積極的に推進しているところである。 政策目標：2 良好な生活環境、自然環境の形成、バリアフリー社会の実現 施策目標：3 総合的なバリアフリー化を推進する 政策目標：8 都市・地域交通等の快適性、利便性の向上 施策目標：26 鉄道網を充実・活性化させる
		政策の達成目標	令和7年度末までに低床型路面電車の割合を42%とする。
		税負担軽減措置等の適用又は延長期間	2年間（令和7年4月1日～令和9年3月31日）
		同上の期間中の達成目標	令和7年度末までに低床型路面電車の割合を42%とする。
	有効性	政策目標の達成状況	令和5年度末において低床型路面電車は467両導入されており、その割合は41.6%である。
		要望の措置の適用見込み	令和7年度 2事業者（2両） 令和8年度 3事業者（5両）
	相当性	要望の措置の効果見込み（手段としての有効性）	低床型路面電車は従来の路面電車に比べ移動制約者が安全かつ容易に乗降しやすいよう低床構造になっており、バリアフリー化促進のためにはその積極的な導入を図る必要があるが、車両価格が従来型車両に比べ高額であり、導入費用の負担増に加え、導入後も固定資産税が大幅に増加することとなり、事業者の投資意欲が働きにくい状況にある。 本特例措置は、固定資産税の負担を軽減することにより、事業者に低床型路面電車に対する投資へのハードルを引き下げ、その導入を推進するために有効である。
		当該要望項目以外の税制上の支援措置	—
		予算上の措置等の要求内容及び金額	地域における受入環境整備促進事業補助金 1,440百万円の内数 地域公共交通確保維持改善事業費補助金 27,399百万円の内数 （令和7年度概算要求分）
		上記の予算上の措置等と要望項目との関係	補助制度により当該資産取得のための初期投資の負担を軽減することに加え、本特例措置により資産取得後のランニングコストの負担を軽減することで、公共交通機関のバリアフリー化のための投資を促す。
		要望の措置の妥当性	公共交通機関のバリアフリー化は、多額の初期投資等が必要となる一方で、それに見合う収益が得られるものではなく、投資がなされにくい。こうした中、補助制度により車両導入のための初期投資の負担を軽減することに加え、本特例措置により車両導入後のランニングコストの負担を軽減することにより、鉄道事業者にインセンティブを与えることは、公共交通機関のバリアフリー化を推進する手段として妥当である。

これまでの税負担軽減措置等の適用実績と効果に関連する事項	税負担軽減措置等の適用実績	令和元年度実績 42 百万円 令和2年度実績 43 百万円 令和3年度実績 46 百万円 令和4年度実績 43 百万円 令和5年度実績 39 百万円 ※本特例措置の適用状況に関する鉄道事業者等への調査による。
	「地方税における税負担軽減措置等の適用状況等に関する報告書」における適用実績	課税標準（固定資産の価格） 令和2年度 3,102,674 千円 令和3年度 3,639,949 千円 令和4年度 3,367,215 千円
	税負担軽減措置等の適用による効果（手段としての有効性）	低床型路面電車は従来の路面電車に比べ移動制約者が安全かつ容易に乗降しやすいよう低床構造になっており、バリアフリー化促進のためにはその積極的な導入を図る必要があるが、車両価格が従来型車両に比べ高額であり、導入費用の負担増に加え、導入後も固定資産税が大幅に増加することとなり、事業者の投資意欲が働きにくい状況にある。 本特例措置は、固定資産税の負担を軽減することにより、事業者に低床型路面電車に対する投資へのハードルを引き下げ、その導入を推進するために有効である。
	前回要望時の達成目標	令和7年度までに低床型路面電車の割合を42%とする。
	前回要望時からの達成度及び目標に達していない場合の理由	低床型路面電車の割合：41.6%（令和5年度末時点）
これまでの要望経緯		平成12年度：創設 平成14・16・18・20・22年度：延長 平成23年度：延長・縮減（特例率を1/4から1/3に縮減） 平成25年度：延長 平成27年度：延長・縮減（適用要件を見直し） 平成29・31・令和3・5年度：延長